

第1章 地球温暖化対策の推進

第1節 地球温暖化の防止

主な環境指標

◇温室効果ガス排出量(実績/目標)単位:万[※]t-CO₂
4,895.4 (2011年度) / 4,601.4 (2020年度)
◇うち二酸化炭素 4,720.4 (2011年度)

第1 地球温暖化の現状

1 地球温暖化のメカニズム

地球の温度は、太陽から届くエネルギー（日射）と地球から宇宙に放出される熱とのバランスによって定まる。こうしたバランスにより、私たちの地球は平均気温14℃という人間をはじめ生物の生存に適した環境に保たれている。太陽からのエネルギーで暖められた地球からの熱は、目に見えない赤外線として放出されるが、その一部を、二酸化炭素等の温室効果ガスが吸収し、大気を暖めている。そのため、温室効果ガス濃度が上昇すると、地球の平均気温が上昇する。

18世紀後半の産業革命以降、化石燃料の使用量が増加したため、二酸化炭素濃度が急速に上昇している。産業革命以前は約280ppmで安定していた二酸化炭素濃度が2011年には約391ppmに達した。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、

産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えるには、二酸化炭素を含む温室効果ガス濃度を450ppm以下に抑制する必要があるとしているが、2011年現在約430ppmに達している。

IPCC第5次評価報告書によると、1880年から2012年に世界の平均気温は0.85℃上昇したとされている。

2 地球温暖化による影響

上記報告書によると、現状のまま追加的な削減努力をしない場合、今世紀末の平均気温は最大4.8℃上昇し、海面水位は最大82cm上昇すると予測されている。2℃の気温上昇で熱帯・温帯地域の穀物生産量は減少し、4℃以上の上昇では世界的な食糧危機を招く恐れがあるほか、気象、水資源、人の健康、生態系などさまざまな分野における深刻な影響が指摘されている。

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



図表 1-1-1 地球温暖化に伴うさまざまな影響の予測（IPCC第5次報告書ほか）

指標	予測される影響
平均気温	2100年までに最大4.8℃上昇（1986年から2005年に比べ）
平均海面水位	2100年までに最大82cm上昇（1986年から2005年に比べ）
気象現象への影響	洪水や干ばつ、熱波、豪雨など極端な気象の頻発
人の健康への影響	熱中症患者等の増加、マラリア等の感染症の拡大
自然生態系への影響	一部の動植物の絶滅、生態系の移動
農業への影響	多くの地域で穀物生産量が減少
水資源への影響	水不足の地域の多くでさらに水資源の減少

3 国際的な取り組み

京都議定書の概要

先進国の温室効果ガス排出量の5%を削減するため、各国に対して、その削減目標を定め、2008年から2012年までの5年間に達成することを定めている。

図表 1-1-2 京都議定書の概要

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス (HFC、PFC、SF ₆)
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年 (HFC、PFC、SF ₆ は1995年としてもよい)
目標期間	2008年から2012年の5年間
数値目標	先進国全体で少なくとも5%削減を目指す (日本△6%、米国△7% (後に離脱)、EU△8%等)
京都メカニズム	国際的に協調して費用効果的に目標を達成するための仕組み ・クリーン開発メカニズム (CDM) 先進国が開発途上国内で排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果の削減量・吸収源を排出枠として先進国が取得できる ・共同実施 (J I) 先進国同士が、先進国内で排出削減等のプロジェクトを共同で実施し、その結果の削減量・吸収源を排出枠として、当事者国の間で分配できる ・排出権取引 先進国同士が、排出枠の移転 (取引) を行う

4 わが国の取り組み

京都議定書目標達成計画の推進

京都議定書の発効を受けて、2005年(17年)4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。わが国は本計画に基づき、京都議定書の6%削減目標の達成に向けて、地球温暖化対策に取り組んできた。わが国の温室効果ガス排出量は、2008年度から2012年度の5ヶ年平均で基準年比1.4%増となったが、森林吸収量の算入 (▲3.9%) や、海外との排出権取引など京都メカニズムの活用 (▲5.9%) を加味すると基準年比▲8.4%となり、目標を達成した。わが国は、2013年からの京都議定書第二約束期間には参加していないが、2020年度の排出量を2005年度比で3.8%減とする新たな目標を掲げて、引き続き温暖化対策に取り組んでいる。

図表 1-1-3 わが国の地球温暖化に対する主な取り組み

時期	主な取り組み
1990 (平成2) 年10月	地球温暖化防止行動計画の策定 (目標: CO ₂ 排出量 2000年以降1990年レベルで安定化 等)
1993 (平成5) 年11月	環境基本法の制定
1994 (平成6) 年12月	環境基本計画の閣議決定 (地球温暖化防止行動計画の目標達成等)
1997 (平成9) 年12月	京都議定書が採択、地球温暖化対策推進本部の設置
1998 (平成10) 年6月	地球温暖化対策推進大綱を決定 (目標: 基準年比6%削減)
1998 (平成10) 年10月	地球温暖化対策推進法の制定
2002 (平成14) 年3月	新たな地球温暖化対策推進大綱を決定 (目標: 基準年比6%削減)
2002 (平成14) 年6月	京都議定書の締結/地球温暖化対策推進法の改正 (地域レベルで取組の強化や吸収源対策など)
2005 (平成17) 年2月	京都議定書の発効 (地球温暖化対策推進法全面施行)
2005 (平成17) 年4月	京都議定書目標達成計画の閣議決定
2005 (平成17) 年6月	地球温暖化対策推進法の改正 (排出量算定・報告・公表制度の創設等)
2008 (平成20) 年3月	京都議定書目標達成計画の改定
2008 (平成20) 年6月	地球温暖化対策推進法の改正 (企業単位での報告等)
2008 (平成20) 年7月	G8 北海道洞爺湖サミットの開催/低炭素社会づくり行動計画の策定
2010 (平成22) 年1月	コペンハーゲン合意に基づき中期目標を国連に提出 (目標: 2020年までに1990年比25%削減)
2010 (平成22) 年3月	地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ (環境大臣試案) 公表
2010 (平成22) 年3月	地球温暖化対策基本法案の閣議決定 (中長期的な排出削減目標の設定等)
2012 (平成24) 年9月	革新的エネルギー・環境戦略の決定
2013 (平成25) 年5月	地球温暖化対策推進法の改正 (2013年以降の地球温暖化対策計画策定を明記)
2013 (平成25) 年11月	地球温暖化対策推進本部において新たな削減目標を決定 (目標: 2020年度までに2005年度比3.8%削減)
2014 (平成26) 年4月	エネルギー基本計画 (第四次) 閣議決定

5 県内の温室効果ガス排出量の概要

2011年度における県内の温室効果ガス排出量は4,895万4千トン（CO₂換算）であり、排出量のガス別内訳を見ると、CO₂が全体の96.4%と大部分を占め、次いで一酸化二窒素（N₂O）が1.0%、メタン（CH₄）が1.0%、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）が計

1.5%となっている。本県の排出削減目標における基準年（1990年度、ただし、代替フロン等3ガス（HFC・PFC・SF₆）については1996年度）の排出量（5,030万3千トン）と比べ、2.7%減少している。本県の温室効果ガス排出量は、全国の排出量の約3.7%に相当する。

図表 1-1-4 県内の温室効果ガス排出量の推移と基準年比（万 t -CO₂）

	基準年 平成2年度 (1990)	平成8年度 (1996)	平成18年度 (2006)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	構成比 (2011)	基準年比 (2011)
CO ₂	4,841.7	5,046.4	4,890.3	4,834.5	4,760.9	4,779.1	4,720.4	96.4%	-2.5%
CH ₄	61.7	61.6	51.3	51.2	50.7	50.6	50.0	1.0%	-19.0%
N ₂ O	78.7	74.6	60.9	56.5	53.9	51.0	50.6	1.0%	-35.7%
HFC	—	8.2	31.7	78.6	44.7	46.3	49.1	1.0%	498.8%
PFC	—	6.2	35.6	23.3	15.2	11.3	14.0	0.3%	125.8%
SF ₆	—	33.8	14.0	19.9	9.0	9.3	11.2	0.2%	-66.9%
合計	5,030.3	5,230.8	5,083.9	5,064.0	4,934.4	4,947.6	4,895.4	100.0%	-2.7%

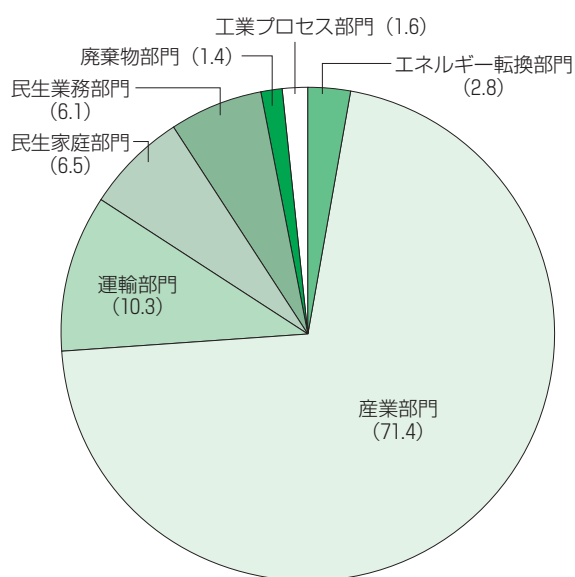
HFC、PFC、SF₆の基準年は平成8年度。端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

2011年度における温室効果ガスのうちCO₂について見ると、排出量は4,720万4千トンであり、基準年と比較すると2.5%減少している。ただし、CO₂排出量の構成を見ると、産業部門が最も多く71.4%を占めており、ほか運輸部門（自動車、船舶等）が10.3%、民生家庭部門が6.5%、民生業務部門が6.1%となっている。

2011年度におけるCO₂排出量の構成を全国と

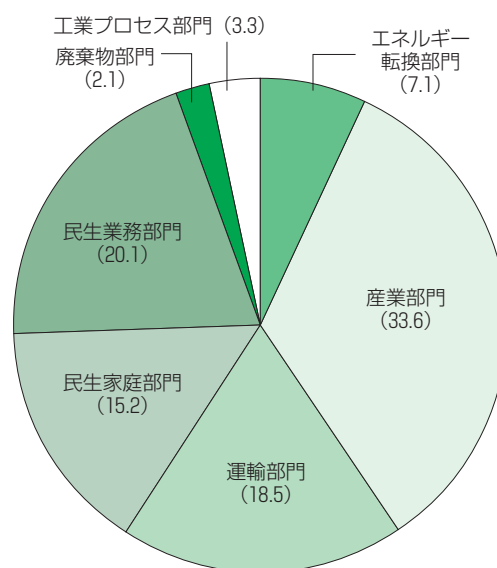
比較すると、本県が鉄鋼、石油化学製品生産県であることから、産業部門の比率が全国の2倍以上となっているのが大きな特徴である。

なお、本県のCO₂排出量については、排出係数を毎年度固定して算定しているため、東日本大震災後の火力発電所の稼働増に伴う電気の排出係数悪化の影響は反映されていない。



茨城県のCO₂排出割合 (2011年度)

資料：生活環境部



全国のCO₂排出割合 (2011年度)

資料：環境省

図表 1-1-5 二酸化炭素部門別排出割合

第2 地球温暖化防止に関する施策

1 温室効果ガス排出抑制対策

(1) 地球温暖化防止行動計画(平成18年度～22年度)

本県では、6年5月に、「地球温暖化防止行動計画」を策定し、県民、事業者、行政など各主体における環境への負荷を低減させる行動の促進に取り組んできたところであるが、京都議定書の発効等を受け、より実効性の高い地球温暖化対策を推進するため、18年2月、計画の改定を行った。同計画では、22年度(2010年度)における温室効果ガスの削減目標を基準年比マイナス4.6%とし、産業・運輸・民生などの部門ごとの目標も設定するとともに、各種施策の充実に加え、事業者や県民に期待される取り組みなどを盛り込んだ。

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

「地球温暖化防止行動計画」の計画期間の終了に伴い、新たな計画である「地球温暖化対策実行計画」を策定した。本計画は地球温暖化対策推進法第20条の3に規定する本県の「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として位置付けている。

ア 削減目標

- 2020年度までに基準年(1990年度)から85%～152%削減
(国の削減目標(当時)「国内対策分15%～25%」に相当)

イ 「いばらき型グリーンニューディール」を推進するための方策

- 対策の推進に係る基本方針
『県民総ぐるみによる対策の推進』
- 対策に係る3つの基本理念
 - ①環境保全と経済成長の両立
 - ②低炭素社会の実現に向けた高循環の創出
 - ③本県の地域特性を活かした施策の推進

ウ 対策の内容

- (ア) 産業部門(製造業、農業などにおける省エネルギー対策など)
 - 大規模排出源対策プロジェクト
 - ・温室効果ガス排出削減計画書制度の創設など
 - エコ事業所プラスプロジェクト
 - ・産業、業務部門の中小規模事業所の温暖化対策の推進
 - 農業の低炭素化推進プロジェクト
 - ・農業分野における温暖化対策の推進

- (イ) 業務部門(オフィス等における省エネルギー対策の推進など)

- 大規模建築物省エネ高度化プロジェクト
 - ・大型ビルの環境性能の向上など

- (ウ) 家庭部門(住宅の環境性能の向上やライフスタイル転換、省エネ行動の促進など)

- エコ住宅化推進プロジェクト
 - ・住宅の省エネルギー対策の推進など

- (エ) 運輸部門(交通機関の環境負荷低減、次世代自動車の導入促進など)

- 環境に配慮した自動車利用推進プロジェクト
 - ・エコドライブの推進、次世代自動車の普及など

- (オ) 廃棄物部門(廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)の推進)

- (カ) 再生可能エネルギーの活用(再生可能エネルギーの率先導入、家庭や事業所などの普及拡大など)

- MW(メガワット)級再生可能エネルギー導入促進プロジェクト
 - ・大規模再生可能エネルギー事業者誘致など

- (キ) 森林吸収源対策(森林の適切な管理による吸収源の保全と拡大)

- 森づくり推進プロジェクト
 - ・間伐等森林整備、森林吸収量等認証制度の創設など

- (ク) 地球温暖化への適応策(温暖化の影響への適応策の推進)

- (ケ) 総合的に進める施策(低炭素な地域づくり、環境産業の育成、環境教育の推進など)

- CO₂「見える化」プロジェクト
 - ・温暖化対策の効果等の分かりやすい表示など

- 低炭素な地域づくりプロジェクト
 - ・低炭素モデル街区の形成など

- 環境産業育成プロジェクト
 - ・中小企業の支援、新技術の創出など

- 人づくりプロジェクト
 - ・人材育成、環境教育・学習の推進など

エ 計画の推進に当たって

- 県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進するためには、県、市町村、県民、事

業者、NPO・団体、大学・研究機関等の各主体がそれぞれの責任と役割を果たしつつ、互いに緊密な連携を図っていくことが重要である。このため、各主体の役割と連携・協働の在り方を踏まえた、本計画を着実に推進するための推進体制を構築し、進行管理を行う必要がある。

(3) 家庭の省エネルギー対策

事業者、団体、行政等が一体となって、家庭の省エネ行動促進のための具体的方策を検討・実施するとともに、各家庭が行った省エネ行動を登録できる仕組みをWeb上に構築し、CO₂排出削減量の見える化を図った。

さらに、診断員が家庭のエネルギー使用状況を無料で診断し、効果的な省エネ対策をアドバイスする「うちエコ診断」を実施するとともに、クールシェアやウォームシェアの協力施設紹介や環境関係のイベント情報、電気自動車充電設備設置場所等、家庭の省エネに役立つ情報を発信した。

(4) 中小企業の省エネルギー対策

中小企業の省エネルギー対策を支援するため、専門のアドバイザーを無料で派遣する「中小企業省エネルギー診断」を実施した。診断により中小企業が現状や問題点を把握し、改善策に取り組むことで、エネルギーコストの削減や温室効果ガス排出量の削減を図った。

(5) 普及啓発

夏と冬の省エネキャンペーンの実施や、地球温暖化防止活動推進センター等と連携した広報活動などを通じて、地球温暖化の現状や県民、事業者の温暖化対策に関する普及啓発に取り組んでいる。

特に23年の東日本大震災以降は、電力需給対策として、県民総ぐるみの節電対策を展開し、県内一斉街頭キャンペーンの実施や節電セミナーなどを通じて、県民や事業者に節電を呼びかけている。

ア 地球温暖化防止活動推進センター

16年10月、地球温暖化対策推進法に基づき(社)茨城県公害防止協会(現(一社)茨城県環境管理協会)をセンターに指定(センターの事業)

- ・地球温暖化防止に係る普及啓発
- ・温室効果ガス排出等に係る各種支援・相談
- ・地球温暖化対策の推進を図るための調査分析結果の情報提供等

イ 地球温暖化防止活動推進員

26年3月末現在、250名に委嘱 任期2年間(推進員の活動)

- ・日常における地球温暖化防止活動の実践
- ・各種会合の場における地球温暖化防止の普及啓発
- ・温室効果ガス排出の抑制等の助言・相談等

(6) 地球環境保全行動条例に基づく特定事業場

7年3月に、「地球環境保全行動条例」を制定し、すべての主体が環境への負荷を低減するための具体的行動として、省エネルギー、省資源、ごみの散乱防止、緑化の4つを規定している。同条例に定める特定事業場に対して、地球環境保全行動に関する計画を定めて推進することや、定期報告書の提出について指導している。

(7) 茨城エコ事業所登録制度

本県の温室効果ガス排出量の7割を占める産業部門等の事業者の環境に配慮した取り組みを推進するため、中小事業者でも手軽に導入できる環境マネジメントシステムとして普及を図った。

○登録 1,879事業所(26年3月末)

○主な取り組み項目

- ・冷暖房の温度調節
- ・エコドライブの実施
- ・廃棄物の減量化やリサイクル
- ・省エネ機器の導入や自然エネルギーの活用等

(8) 市町村の取り組み

市町村においても、環境負荷の低減、循環型社会の構築を掲げ、再生可能エネルギーや省エネルギーへの取り組み、資源の有効利用などを通じて地球温暖化対策に取り組んでいるところが増加している。

25年10月1日現在、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定しているのは県内38市町村、同(区域施策編)は11市町村である。

2 二酸化炭素の吸収源対策

森林は、その成長のなかで、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝などに炭素を長期間にわたって蓄積するなど、二酸化炭素の吸収、貯蔵庫として重要な役割を果たしている。

森林が持っている二酸化炭素吸収・固定機能を最大限に発揮させるためには、植栽や下刈り、間伐等の森林整備等が必要である。

第3 今後の取り組み

1 温室効果ガスの排出抑制対策

「地球温暖化対策実行計画」に定めた温室効果ガス削減目標の達成に向けて、県民等に対しては地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携して、「いばらきエコチャレンジ」や「うちエコ診断」への参加促進や温暖化防止キャンペーンによる普及啓発、環境学習の支援事業等を実施する。また、家庭の省エネに役立つ情報を積極的に発信していく。事業者に対しては、「茨城エコ事業所登録制度」の普及を図るとともに、省エネルギー等の専門家を無料で派遣する「中小企業省エネルギー診断事業」や省エネルギー施設・再生可能エネルギー施設の設置又は改善のための低利融資制度の活用により、中小企業における温暖

化対策を促進する。(詳細 p115)

このため、市町村が行う森林の整備、公共施設等の緑化や県民・森林ボランティアによる自主的な緑化・森林整備活動等を支援している。

なお、20年度から導入した森林湖沼環境税の活用により、間伐の実施や平地林・里山林の整備を行い、25年度では2,316^{*}炭素トン(CO₂換算で8,450トン)の炭素吸収効果があった。

そのほか、市町村や地域での取り組み促進のため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定支援等を行う。

2 二酸化炭素の吸収源対策

森林湖沼環境税を活用した間伐の実施や、市町村が行う森林の整備等に対して支援するとともに、公共施設等の緑化や県民・森林ボランティアによる自主的な緑化・森林整備の促進により、二酸化炭素の吸収源対策としての森林整備を図る。また、公共施設等への県産材利用に対して助成し、木材の利用拡大による炭素の長期固定に努める。

第2節 再生可能エネルギーの利用と導入促進

第1 エネルギーの現状

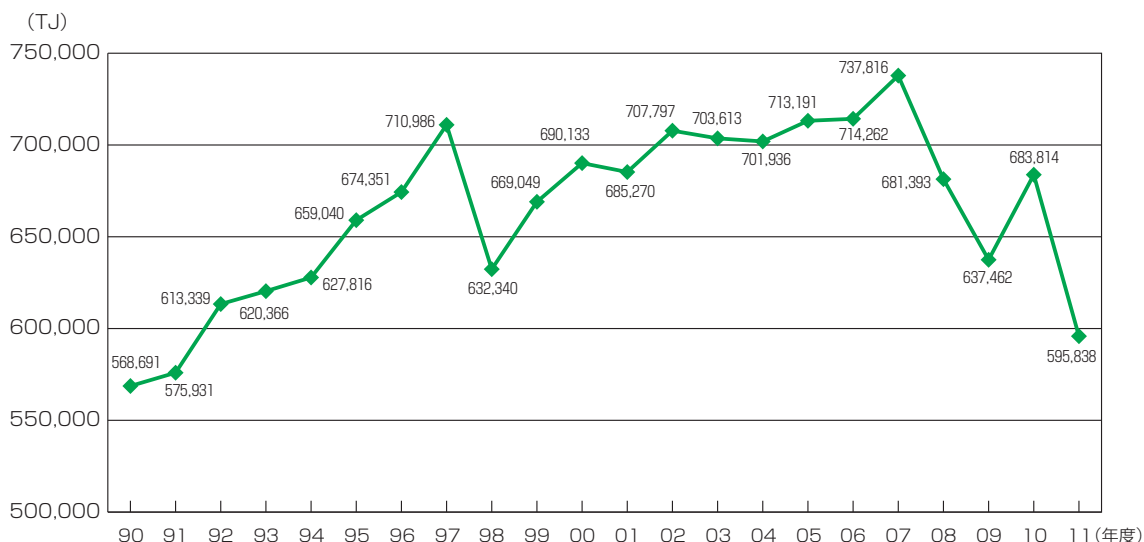
エネルギーは国民生活や経済活動の基盤をなすものであり、その安定供給を図るとともに、エネルギー起源の二酸化炭素の排出を抑制するなど環境への適合を図りつつ、効率的な利用を進めることは緊急かつ重要な課題となっている。

1 最終エネルギー消費の推移

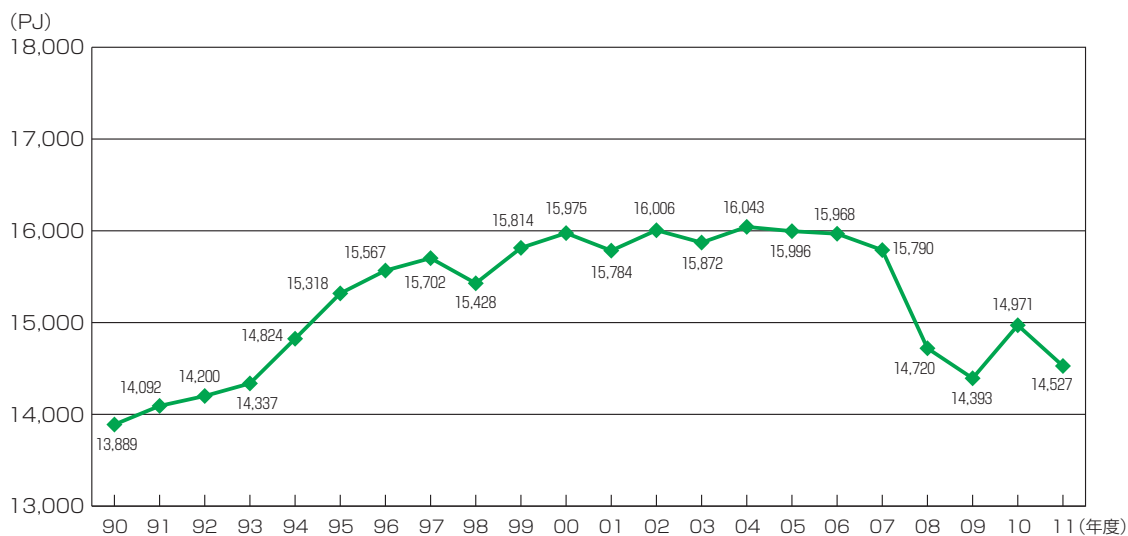
県の最終エネルギー消費は、1990年代以降、景気変動の影響を受けつつも概ね増加基調で推移してきた。

近年は、世界的な景気後退により大きく減少した後、景気回復等により増加に転じていたが、2011年度は、東日本大震災後の生産量の減少や節電効果により595,838 TJと大きく減少し、全国の最終エネルギー消費量14,527 PJに占める比率は4.1%となっている。

部門別のエネルギー消費動向をみると、産業部門のエネルギー消費量が、茨城県全体のエネルギー消費量の約7割を占め（日本全体では約4割）、うち約9割が製造業におけるエネルギー消費となっている。



図表 1-2-1 県の最終エネルギー消費の推移 (TJ)



図表 1-2-2 全国最終エネルギー消費の推移 (PJ)

2 再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーである。現状では、その特性として不安定であることや、コストが高いなどの課題があるものの、国内で調達可能であり、環境負荷が小さいことなどから、今後、最大限の活用が必要とされている。

図表 1-2-3 県内の主な再生可能エネルギーの導入量

種 類		24年6月末 時点の導入量	26年1月末 時点の導入量	(参考) 利用可能量	
				設備容量	発電電力量
太陽光発電	住宅用	8.6万 kW	16.1万 kW	136万 kW	14億 kWh
	非住宅用	1.5万 kW	27.3万 kW	74万 kW	7億 kWh
	小 計	10.1万 kW	43.4万 kW	210万 kW	21億 kWh
風力発電		8.8万 kW	10.4万 kW	18万 kW	3億 kWh
バイオマス発電		8.5万 kW	8.8万 kW	19万 kW	8億 kWh
中小水力発電		1.8万 kW	1.8万 kW	2万 kW	1億 kWh
合 計		29.3万 kW	64.5万 kW	249万 kW	33億 kWh

(出所：茨城県「茨城県クリーンエネルギー資源量・活用実証調査」などより作成)

第2 エネルギーに関する施策

1 茨城県次世代エネルギーパーク

県民等のエネルギーに対する関心・理解の促進等を目的とした、県内に立地する多様なエネルギー施設を紹介・案内する事業。関係企業・研究機関等で構成する「茨城県次世代エネルギーパーク推進協議会」により運営されており、環境教育や研修等での活用が期待される。

2 再生可能エネルギーの導入促進

県中央水道事務所やカシマサッカースタジアムなどで太陽光発電を、鹿島下水道事務所でも風力発電を導入するなど、県有施設での再生可能エネルギーの活用を図っている。

また、東日本大震災や原子力発電所事故を踏まえ、災害に強い自立・分散型エネルギーの重要性が高まっていることから、地域グリーン

第3 今後の取り組み

県では、東日本大震災後の様々なエネルギー問題や国のエネルギー政策の見直し等を踏まえ、26年5月、県のエネルギー施策の新たな指針となる『いばらきエネルギー戦略』を策定した。

今後は、「安全安心なエネルギー供給体制の構築」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「省エネルギー対策の推進」、「グリーンイノベーションの推進」を基本方針とする本戦略に基づ

本県内では、近年、住宅用太陽光発電設備の導入が進むとともに、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）や国内初の洋上風力発電所、大規模木質バイオマス発電施設など、民間事業者などによる大規模再生可能エネルギー施設の導入が進んでおり、古くから活用されてきた水力発電も含めると、発電設備容量で約645万キロワットの再生可能エネルギーが導入されている。（平成26年1月現在）。

ニューディール基金を活用し、土木事務所や県立高校など、防災拠点である県有施設45施設に再生可能エネルギー及び蓄電池等を導入したほか、防災拠点である市町村有施設や民間施設に再生可能エネルギー及び蓄電池等を導入する事業に対して補助を実施し、災害に強く環境にやさしい地域づくりを推進した。

3 新エネルギー分野における産業促進

県内産学官の結集により、環境・新エネルギー分野などの成長産業への中小企業の参入を促進する「いばらき成長産業振興協議会」において、風力発電や地中熱利用等に関する国・業界・研究機関等の動向に関する情報提供や、大手企業等との交流を実施している。

き、『エネルギー先進県』の実現を目指す。

特に、再生可能エネルギーについては、「メガソーラーの導入促進」、「大規模洋上ウインドファームの実現」、「地域エネルギー資源（木質バイオマス、小水力等）の活用促進」、「藻類バイオマスエネルギーの実用化」など、本県ならではの取り組みを重点プロジェクトとして位置付け、地域の活性化や災害に強い地域づくりと結びつけながら、導入促進を図る。

トピックス

「いばらきエコチャレンジ」推進プロジェクト

－CO₂削減量の「見える化」による家庭の省エネルギー対策－

茨城県の2011年度の二酸化炭素排出量の部門別構成比を見ると、産業部門が71.4パーセントを占め、運輸部門が10.3パーセント、家庭部門が6.5パーセントと続きます。

一方、1990年度の排出量と比較すると、産業部門が6.7パーセント減少しているのに対し、家庭部門は15.3パーセント増加しており、家庭における省エネ対策が重要になっています。

そのため県では、「いばらきエコチャレンジ」推進プロジェクトとして、CO₂排出削減量の「見える化」による家庭の省エネルギー対策を推進しています。

○いばらきエコチャレンジWeb

ご家庭で省エネにチャレンジし、実績を登録すると、その効果（CO₂排出削減量）が表示（見える化）されるホームページです。「夏の冷房時の室温は28℃を目安に」「入浴は間隔をあけずに」など、日常生活で簡単にできる様々な取組を紹介しており、それをクリックするだけで簡単に実績が登録でき、CO₂排出量が表示されます。気軽に取り組める仕組みとなっており、省エネ対策の入門編と言えます。

○うちエコ診断

もっと省エネに取り組みたいという方には「うちエコ診断」という制度を用意しています。これは、県が派遣する診断士が、それぞれの家庭のエネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、ライフスタイルに合わせた省エネ対策を提案するもので、より大きな効果が期待できます。電気やガスの料金が値上がりする中、家計の負担軽減につながる省エネ対策の上級編です。

いずれもCO₂排出削減量の「見える化」という形で省エネの効果を把握できますので、取り組みやすいのではないのでしょうか。

みんなで省エネにチャレンジして、家庭からのCO₂排出を減らしていきましょう。

問 県環境政策課 電話 029-301-2939

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/>



「いばらきエコチャレンジWeb」の画面の例